

(書式 2-2)

## 吸収分割の簡易分割契約書

### 会社分割契約書

○○○○株式会社を甲、○○○○株式会社を乙として、甲乙間に次のとおり会社分割契約を締結する。

(会社分割の方法)

第1条 甲は、会社法第784条第3項に定める吸収分割の方法により、株主総会による分割契約書の承認を得ないで、乙に甲の○○部門の事業（以下「本件事業」という。）を承継させる。

*Asahi Chuo*

(定義)

第2条 本件事業とは、以下のものを指す。

① 以下省略

(定款の変更)

第3条 乙は、乙の定款第○条を変更する。

「当会社の発行する株式の総数は○○株とする」を「当会社の発行する株式の総数は○○○株とする」と変更する。

(分割に際して発行する株式)

第4条 乙は、本件会社分割に際して普通株式○○株を甲に対して割当交付する。

(増加すべき資本金及び準備金)

第5条 本件会社分割後の乙の資本金及び準備金は、以下のとおりとする。

- ① 資本金 (省略)
- ② 準備金 (省略)

(株主総会による承認)

第6条 乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の株主総会を招集し、本契約の承認及び会社分割に必要な事項に関する決議を求める。

(会社分割の効力発生日)

第7条 会社分割の効力発生日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(承継する権利義務の内容)

第8条 乙が甲から承継する権利義務は以下のとおりとする。

① 以下省略

(従業員の処遇)

第9条 乙は、本件事業に従事する甲の従業員（パートタイマーを含む）と甲との雇用契約を承継する。

(分割交付金)

第10条 甲及び乙は、本件会社分割に際して分割交付金を支払わないこととする。

(乙の役員任期)

第11条 乙の取締役及び監査役に就任した者の任期は、会社分割により影響を受けないものとする。

(契約の効力)

第12条 本契約は、第6条の承認、又は関係各省庁の承認が得られないときは効力を失う。

(協議事項)

第13条 本契約に定めるものの外、本件に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上定める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

甲

住 所

乙

A s a h i C h u o



## 解 説

### (第1条)

簡易分割であることを明示しておく必要がある。本ケースでは、分割する会社が簡易分割する場合を想定した。

### (第3条)

分割契約書の記載必要事項である。

### (第4条)

分割契約書の記載必要事項である。

Asahi Chuo

### (第5条)

分割契約書の記載必要事項である。

### (第6条)

吸收分割をなすには、双方の会社において株主総会の承認を得なければならぬ。

### (第7条)

分割契約書の記載必要事項である。

### (第8条)

分割契約書の記載必要事項である。